

# 白山 (岐阜県側) を登山する皆様へ

# 登山届の提出が 義務化されます

「岐阜県北アルプス地区及び活火山地区に  
おける山岳遭難の防止に関する条例」  
が改正され、白山が対象地域に追加されます

平成28年12月1日から

photo:白山 岐阜県山岳連盟提供

## 何のために登山届を出すの？

- あらかじめ計画を立てることで無理な登山を防止し、体力・装備・技術にあった登山が楽しめます。
- 万が一、遭難事故にあったとき、遭難場所を特定しやすく、スムーズかつ効率的な救助活動を行うことができます。
- 遭難事故や噴火の発生時、家族や関係者と素早く連絡をとることができます。



## 提出方法

- 登山届ポストへの投函
- オンラインによる届出  
コンパス ※コンパスは(公社)日本山岳ガイド協会  
が運営する登山届受理システムです。
- 右記機関への郵送、FAX、メール等

コンパス



提出機関

- 岐阜県防災課
- 岐阜県警察本部地域課
- 高山警察署及び郡上警察署並びに  
両署管内の交番・駐在所

## 罰則(過料)

登山届を提出しなかった者、虚偽の届出をした者は、**5万円以下**の過料が科せられます。※罰則規定の適用は、届出の状況等を勘案した上で、2年以内に適用されます。

登山届を必ず

出しましょう!

条例に関する  
問い合わせ先

岐阜県 防災課 山岳遭難・火山対策室 山岳遭難対策係  
TEL:058-272-1125